

資料編

1 . 策定経緯

2 . 検討体制

3 . 用語の説明



1 . 策定経緯

【平成 21 年度】

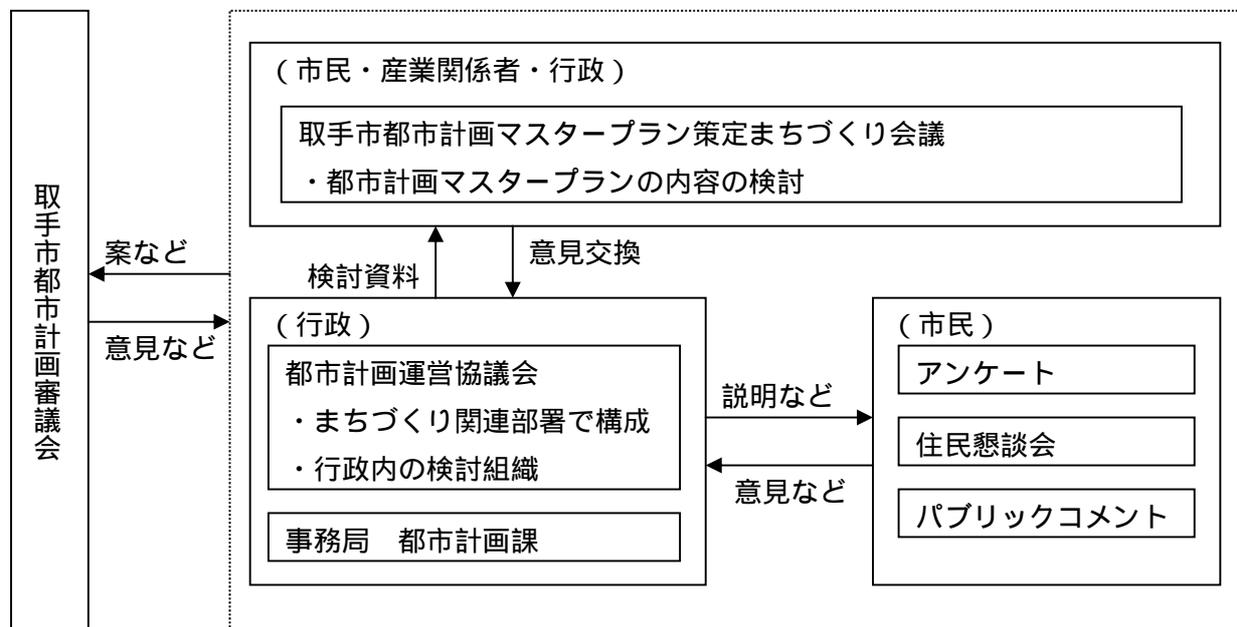
6月29日	都市計画審議会の開催「策定方針、手法の報告」
8月11日 ～9月4日	平成21年度取手市民アンケート調査の実施
10月29日 ～30日	庁内関係課ヒアリングの実施「既存計画の検証」
12月18日	第1回取手市都市計画マスタープラン策定まちづくり会議の開催「取手市の課題、将来像について」
1月15日	広報とりでに「まちづくりの基本方針策定に向けて住民懇談会を開催します」を掲載
1月18日	第2回取手市都市計画マスタープラン策定まちづくり会議の開催「現行分野別方針の検証と課題について」
1月20日 ～26日	第1回住民懇談会の開催（20日：福祉交流センター、21日：福祉会館、23日：福祉交流センター、25日：藤代庁舎、26日：藤代庁舎）

【平成 22 年度】

5月25日	都市計画審議会の開催「取手市都市計画マスタープランの素案について」
6月8日	市議会への経過報告
6月15日	広報とりでに「まちづくりの基本方針 素案を公表」を掲載 素案の閲覧と概要版配布（市役所都市計画課、藤代総合窓口課、取手支所、取手駅前窓口、各公民館）
6月27日 ・7月3日	第2回住民懇談会の開催（6月27日午前：藤代公民館、午後：福祉交流センター、7月3日午前：福祉会館、午後：藤代公民館）
7月1日	広報とりで「取手市都市計画マスタープラン【素案】」特集号を発行
7月13日	平成22年度取手市都市計画運営協議会分科会の開催
7月22日	第3回取手市都市計画マスタープラン策定まちづくり会議の開催「取手市都市計画マスタープランの素案について」
8月30日	都市計画審議会の開催「取手市都市計画マスタープラン(案)について」
9月15日～ 10月15日	パブリックコメントの実施
11月22日	茨城県における取手市都市計画マスタープラン報告会の開催
11月29日	市議会への報告
2月17日	都市計画審議会の開催「取手市都市計画マスタープランの策定について」

2 . 検討体制

本マスタープランは、以下のような体制で策定に取り組みました。



【取手市都市計画審議会】

- ・都市計画法の規定に基づき、都市計画に関する事項を調査審議するため、設置している法定の審議会です。
- ・取手市が定める都市計画は、取手市都市計画審議会の議を経て、決定されます。

委員名簿

該当条項	氏名	役職その他
第1号委員 (学識経験)	鶴岡 正彦	会長
	森 欣貳	
	岡田 敬一	
	羽場 睦夫	
	横井 二郎	
	岡本 直久	
	宮崎 清	
第2号委員 (市議)	斉藤 勝久	
	中村 修	副会長
第3号委員 (市民)	日高 俊朗	
	山中 真理子	
	若林 宣州	

【取手市都市計画マスタープラン策定まちづくり会議】

- ・都市計画マスタープラン策定に際して、実際に生活している、事業を営んでいる、農業を営んでいるといったような観点からの多くの意見・アドバイスを収集し、内容に反映させるため、設置した会議です。
- ・行政メンバー以外は取手市民（都市計画審議会市民選出委員と産業関係者）で構成されており、市民と行政との対話形式による意見交換が行われました。

委員名簿

	種 別	氏 名	役 職 そ の 他
1	委 員 副座長	日高 俊朗	取手市都市計画審議会委員
2	委 員	山中 眞理子	取手市都市計画審議会委員
3	委 員	若林 宣州	取手市都市計画審議会委員
4	委 員 座 長	田中 秀	商工業事業者（取手地区）
5	委 員	安達 實	商工業事業者（藤代地区）
6	委 員	小池 健	農 業 関 係 者
7	行 政	渡邊 茂	取 手 市 副 市 長
8	"	菅原 幸夫	取手市政策推進部長(平成 21 年度)
		岡田 儀春	" (平成 22 年度)
9	"	油原 達夫	取手市まちづくり振興部長

設置要綱

取手市都市計画マスタープラン策定まちづくり会議設置要綱

（設 置）

第1条 取手市の都市計画に関する基本的な方針（取手市都市計画マスタープラン）の策定にあたり、市民と行政の協働による計画づくりを推進するため、取手市都市計画マスタープラン策定まちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）を設置する。

（任 務）

第2条 まちづくり会議は、取手市都市計画マスタープランの策定に関して、次に掲げる事項を討議する。

- （1）まちづくりの課題と将来像
- （2）土地利用の課題と方針

- (3) 市街地整備の課題と方針
- (4) 交通軸整備の課題と方針
- (5) 公園・緑地の課題と方針
- (6) 都市景観の課題と方針
- (7) 都市防災・交通安全の課題と方針
- (8) その他必要な事項

(構 成)

第 3 条 まちづくり会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める数のものを市長が委嘱し、または選任する。

- (1) 取手市都市計画審議会条例（昭和 45 年 6 月 22 日条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する都市計画審議会の委員 3 人以内
- (2) 商業、農業等を含む市内産業関係者 3 人以内
- (3) 取手市の職員 3 人（副市長、政策推進部長、まちづくり振興部長）

(任 期)

第 4 条 委員の任期は、市長が委嘱した日から平成 23 年 3 月 11 日までとする。

(役 員)

第 5 条 まちづくり会議に座長および副座長を置くこととし、座長は、委員の互選によりこれを定め、副座長は、委員のうちから座長が指名する。

2 座長は、まちづくり会議を招集し、会務を総理する。

3 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(分 科 会)

第 6 条 協議会は、第 2 条に規定する事項について詳細な討議を必要とするときは、分科会を設置することができる。

2 分科会において必要があると認めるときは、分科会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聞くことができる。

(庶 務)

第 7 条 まちづくり会議の庶務は、まちづくり振興部において処理する。

(討議内容の取り扱い)

第 8 条 まちづくり会議において討議された事項に対し、市長は、十分考慮したうえで、都市計画マスタープランに反映されるよう努めるものとする。

付 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 10 日から施行する。

3 . 用語の説明

【ア行】

アダプト制度

「アダプト」とは「養子縁組する」という意味。地域の住民等が、河川、道路、公園などの公共施設を清掃、除草、花壇整備などを行い、行政（河川管理者、市町村など）がこれを支援するという仕組み。

NPO

法人格を有し、公共サービスを行う民間非営利団体。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど様々な分野で活動する団体が含まれる。Non-Profit-Organization の略。

【カ行】

環境基本計画

環境基本法に基づき、国や地方自治体（時には民間企業など）が策定する環境保全に関する基本的な計画。

近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全法に基づく保全緑地。大都市圏に存在する良好な緑地を保全する区域として国土交通大臣により指定される。

区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を「既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域(市街化区域)」と、「市街化を抑制すべき区域(市街化調整区域)」に区分する制度。いわゆる「線引き」と呼ばれている。

景観緑三法

景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の三つの法律を合わせた呼称。いずれも平成 16 年に公布。

公共下水道

主として市街地における下水を排除・処理するために、市町村が事業主体となって管理する下水道。

交通需要マネジメント

自動車利用者の行動を変えることにより、道路渋滞をはじめとする交通問題を解決する手法。

【サ行】

市街化区域

都市計画法により指定された、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法により指定された、市街化を抑制すべき区域。

市民農園

市町村などの自治体や JA(農協)が休閑地を区画して野菜や花作りの場として、住民にて提供する家庭用農園のこと。

住区基幹公園

都市計画区域内に整備される身近な公園で「街区公園」「近隣公園」「地区公園」からなる。

集落地域整備法

良好な営農条件と居住環境の確保を図ることが必要な集落地域について、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を計画的に推進することを目的とした法律。昭和 62 年制定。

生産緑地地区

農業生産活動を通して緑地として計画的に保全する、一定の要件を満たす市街化区域内の農地。都市計画法における地域地区のひとつ。

総合計画

地方自治法に基づき地方自治体が策定する基本構想であり、自治体のすべての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となる計画。

【夕行】

地域防災計画

災害対策基本法に基づく、地域における災害対策の基本計画。一定の地域で、災害の発生または発生の恐れがある場合、各防災機関の任務を明確にして、災害の発生を防止し、応急的援助を行うなど被害の軽減に努めるよう、事前の対策をまとめたもの。

地区計画

住民の生活に身近な空間を対象とした地区を単位に、道路、公園等の配置や建築物に関する制限などについて、地区の状況に応じてきめ細かく定めるまちづくりの計画。

特別緑地保全地区

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区。都市計画法における地域地区のひとつ。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設（道路・公園など）の整備、市街地開発事業に関する計画。

都市計画区域

市町村などの行政区域にとらわれず、都市として総合的に整備、開発及び保全が必要な区域であり、道路、公園、下水道などの整備や土地利用に関する都市計画を考える上で最も基本となる区域。取手市は、守谷市とともに取手都市計画区域となっている。

都市計画区域の整備・開発及び保全の方針

都市計画法に基づき、都道府県が都市計画区域を対象に広域的な見地から定める都市計画の基本的な方針。区域区分、地域地区、都市施設等の都市計画の基本となるものであり、当該市町村の発展の動向、当該都市計画区域における人口や産業の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするもの。都市計画区域マスタープランともいわれる。

都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針。市町村がその創意工夫のもとに、市民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるもの。

土地区画整理事業

土地の交換分合（換地）により、道路・公園などの公共施設の整備改善を行い、土地の区画形質を整え、健全な市街地の形成や良好な住宅宅地の供給などを行う事業。

【ナ行】

農業集落排水事業

農村地域における農業用排水の水質保全や、トイレの水洗化など生活環境を改善するために排水処理施設（下水道）を整備する事業。

【ハ行】

パーク・アンド・ライド

最寄り駅等まで自動車で行き、そこから電車等公共交通機関を利用すること。

バリアフリー

高齢者や障がいを持つ人でも地域の中で通常に暮らせる社会づくりの考え方をより広げるために、身体的、精神的な障壁を除去しようという考え。

バリアフリー新法

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。公共交通機関や駅などの旅客施設を中心にバリアフリー化を進める旧交通バリアフリー法（正式名称「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、平成12年制定）と建築物のバリアフリー化を進める旧ハートビル法（正式名称「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」、平成6年制定）を統合・拡充した法律。平成18年6月21日公布、同年12月20日施行。

【ヤ行】

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的とした建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度。目指すべき市街地像に応じて、12種類の用途に分類される。

【ラ行】

ライフライン

電力、ガスなどのエネルギー供給路、水利用のための上下水道、電話などの通信線など、個人や企業等が様々な社会活動を営むために不可欠な社会的に共有される基盤。

緑地保全地域

里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する地域。

取手市都市計画マスタープラン

発行日：平成 23 年 3 月

発 行：取手市

編 集：取手市まちづくり振興部都市計画課

〒302-8585 取手市寺田 5139 番地

電 話 0297-74-2141(代表)

FAX 0297-72-2682

電子メール toshikeikaku@city.toride.ibaraki.jp